

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令

(イ) 第 41 条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

特定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第 42 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)

(g) 第 42 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

(h) (g) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

年 月 日

神河町長 あて

申請者 住所

氏名

所 在 地	
建 築 年 月 日	年 月 日
取 得 年 月 日	年 月 日
取 得 の 原 因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売 買 (2) 競 落
申 請 者 の 居 住	(1) 入 居 済 (2) 入居予定
構 造	
床 面 積	m ²
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅
工 事 費 用 の 総 額 ((ロ) (g) の場合に記入)	円
売 買 価 格 ((ロ) (g) の場合に記入)	円

<備考>

1 { } の中には、(イ) 又は (ロ) のうち該当するものを○印で囲み、(イ) を○印で囲んだ場合は、さらに (a) から (f) のうち該当するものを○印で囲み、(ロ) を囲んだ場合は、さらに (g) 又は (h) のうち該当するものを○印で囲むこと。

2 「建築年月日」の欄は、(b)、(d) 又は (f) を○印で囲んだ場合は記載しないこと。

3 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(a)、(c) 又は (e) を○印で囲んだ場合は記載しないこと。

4 「取得の原因」の欄は、上記 (イ) (b)、(d) 若しくは (f) 又は (ロ) を○印で囲んだ場合に限り、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。

5 「申請者の居住」の欄は、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。

6 「構造」の欄は、建築後 20 年超 25 年以内に取得された家屋について証明を申請する場合に記載し、当該家屋の登記記録に記載された構造を記載すること。

7 「区分建築の耐火性能」の欄は、区分建築について証明を申請する場合に、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建築の場合、当該家屋の登記記録に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1) を○印で囲むこと。

8 「工事費用の総額」の欄は、(ロ) (g) を○印で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施行令第 42 条の 2 の 2 第 1 号から第 7 号までに規定する工事の種類のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。

9 「売買価格」の欄は、(ロ) (g) を○印で囲んだ場合のみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第 41 条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

特定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第 42 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)

(g) 第 42 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

(h) (g) 以外

の規定に基づき、下記の家屋 { 年 月 日 { (ハ) 新築 (ニ) 取得 } } がこの規定に該当するものである旨証明します。

所 有 者 の 住 所	神崎郡神河町
所 有 者 の 氏 名	
家 屋 の 所 在 地	神崎郡神河町
家 屋 番 号	
建 築 年 月 日	年 月 日
取 得 年 月 日	年 月 日
取 得 の 原 因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落

年 月 日

兵庫県神崎郡神河町長 山名 宗悟